

議員派遣について

令和2年6月28日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第160条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

リニア推進特別委員会管外視察

- 1 派遣の目的 リニア駅周辺整備事業に係る調査研究の一環として実施する、先進地の視察研修であるため
- 2 派遣の場所 長野市、飯山市、佐久市
- 3 派遣の期間 令和3年7月14日（水）
- 4 派遣する議員 副議長 山崎 昌伸